

雲仙市営業所実態調査実施要領

平成20年9月1日

告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき雲仙市入札参加資格者有資格者名簿に登載されている建設業者の営業所の実態を具体的に把握することにより、本市発注工事について不良・不適格業者を排除し、入札及び契約の適正化を推進することを目的とする。

(調査対象)

第2条 本市に営業所(本店又は支店)を有する業者の中から行う。

(調査項目)

第3条 実態調査における調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 職員配置の状況及び営業所専任技術者の専任性
- (2) 本店においての建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者の雇用形態又は支店においての建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人の雇用形態
- (3) 雲仙市入札参加資格審査申請書又は変更申請書に記載された事項
- (4) 営業所として備えるべき施設の状況及び建設業法に基づく営業に関する帳簿の備え付け状況
- (5) その他営業所の実態を把握するために必要な事項

(調査方法等)

第4条 実態調査は、複数の調査員で営業所を訪問し、前条に規定する調査項目について、別に定める雲仙市営業所実態調査票に基づき、現場の確認及び関係書類の照合を行う。

2 調査員は、調査が終了したときはその結果を総務部長に報告し、業者にも通知する。

(改善指導)

第5条 調査の結果、改善を要すると判断したときは、営業所実態調査改善通知書(様式第1号。以下「改善通知書」という。)により改善指導を行う。

2 改善通知書による改善指導を受けた者は、同通知書に記載されている期日までに、営業所実態調査改善報告書(様式第2号。以下「改善報告書」という。)を提出し、改善状況を報告しなければならない。

(再調査)

第6条 改善報告書が提出されたときは、必要に応じて再調査を行う。

(指名回避等の措置)

第7条 第5条第1項の改善指導を行ったときは、当該改善指導を行ったときから、第5条第2項に規定する改善報告書又は前条の再調査により、改善されていると判断されるときまでの間、本市発注工事に係る指名を回避し、又は一般競争入札への参加制限を行うことができる。

(監督行政庁への通知)

第8条 調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは監督行

政庁に通知する。

(準用規定)

第 9 条 必要に応じ、測量・建設コンサルタント等の業者について実態調査を行う場合は、この告示を準用する。

(その他)

第 10 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

様式 略